

静岡県告示第189号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

なお、同項の規定による指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、令和3年3月14日から発生する。

令和3年3月12日

静岡県知事 川 勝 平 太

加入区の名称

清水加入区